

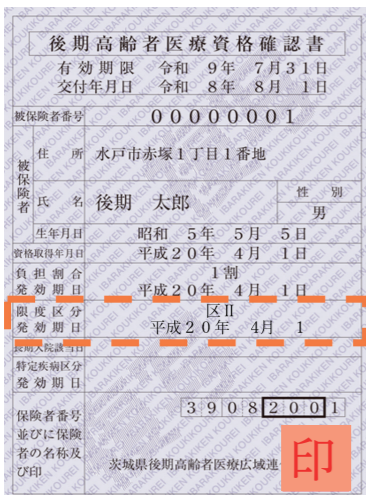
後期高齢者医療制度に加入している人へ

お手元の資格確認書の有効期限は令和8年7月31日です

下記の内容のご案内は、令和8年8月1日時点における年齢を基準としています。マイナ保険証のご利用状況は、7月中にお届けする新たな資格確認書を作成する時点の情報となります。

	7月に届く書類	8月以降に医療機関や薬局で提示するもの
84歳以下の人 (マイナ保険証を利用している人) ^{*1}	資格情報のお知らせ ^{*2}	マイナ保険証
84歳以下の人 (マイナ保険証を利用したことがない人)	資格確認書 ^{*3} [手帳型(紺色)]	資格確認書または マイナ保険証
85歳以上の人		

【後期高齢者医療資格確認書】



※1…マイナ保険証を利用している人は、以下の条件を①②ともに満たす人です。

- ①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用している人
 - ②おおむね近3カ月以内にマイナ保険証を利用している人
- ※2…資格情報のお知らせのみでは、医療機関受診はできません。
 ※3…有効期限は令和9年7月31日(1年間)です。

『限度額適用認定証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』は保険証の発行終了に伴い、資格確認書と一体化しました。上記の認定に該当する人は、資格確認書の限度区分発行期日に記載があります。

令和8年度後期高齢者医療保険料納入通知書を発送します

発送予定時期は、7月中旬～下旬頃です。後期高齢者医療保険料は、被保険者である個人が納付義務者です。対象者は、75歳以上の人および65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けている人です。

国民年金には障がいへの保障があります

国民年金加入中に初診日がある病気やけがで、国民年金法で定められた1・2級の障がいの状態(障害者手帳の等級とは異なります)の間は、障害基礎年金が支給されます。制度・受給要件などの詳細は、⑤国保年金課へお問い合わせください。

なお、請求・相談は電話または市ホームページからの予約が必要で、相談可能日時は月～金曜日9時～11時、14時～16時です。



詳細はこちら▶

病院等で診察を受ける際はマイナ保険証か資格確認書をご利用ください

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人へ、7月に新しい資格確認書等を送付します。受け取り後は必ず内容を確認してください。マイナ保険証(健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード)をお持ちの人はそちらをご利用ください。

【問】⑤国保年金課TEL22-5111

国民健康保険に加入している人へ

	マイナ保険証を持っていない人	令和7年8月～令和8年6月の間に初めてマイナ保険証を持った人	マイナ保険証を持っている人
7月に届く書類	資格確認書 [カード型(紺色)]	資格情報のお知らせ	送付なし ^{*1}
8月以降に医療機関や薬局で提示するもの	資格確認書 ^{*2}	マイナ保険証 ^{*3}	マイナ保険証 ^{*3}
高額療養費制度を利用する際の事前申請	必要 ^{*4}	不要 ^{*5}	不要 ^{*5}

【国民健康保険資格確認書】



- ※1…70歳以上の人には資格情報のお知らせを送付します。
- ※2…有効期限は、令和9年7月31日(1年間)となります。70歳以上の方は券面に自己負担割合の記載があります。
- ※3…介助を必要とするなど、マイナ保険証での受診が困難な人は、申請により資格確認書を交付します(窓口申請)。
- ※4…申請時、限度額認定証が必要な人と来庁者の本人確認書類または資格確認書を市役所窓口を持参ください。8月以降も認定証を利用したい場合、再度申請が必要です。
- ※5…医療機関受診時に、情報提供に同意してください。

■高額療養費制度の注意事項(適用条件)

高額療養費制度は、高額な医療費がかかるときに一定の金額までの負担となる制度です。マイナ保険証の利用、または「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を事前に提示することにより、窓口での支払いを抑えることができます。国民健康保険税の滞納がない・住民税未申告世帯ではないことなどの適用条件があります。

※4・5ともに、適用条件に該当しない場合は利用できません。

※長期入院(91日以上入院)かつ非課税世帯の人は、毎年、申請が必要です。



詳細はこちら▶

令和8年度国民健康保険税納入通知書を7月7日(火)に発送予定です

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者です。世帯主が社会保険などに加入している場合でも、その世帯に国保加入者がいる場合は、世帯主に納入通知書が届きます(擬制世帯主)。

保険税は加入者の所得申告に基づいて算定します。収入がない人も必ず申告してください。

会社の健康保険に加入した場合は、国民健康保険の脱退手続きが必要です。家族に社会保険等に加入している人がいる場合は、扶養として社会保険等に加入できるかご確認をお願いします。

※納付額証明書の一斉発送は令和5年度で終了しました。確定申告の際は、領収書等をご利用ください。